

## 新潟市総合計画審議会 第3回 第1部会 会議録

日時：平成26年8月18日（月）15:00～

会場：市役所本館6階 第3委員会室

事務局 それでは定刻になりましたので、第3回第1部会の会議を開催させていただきたいと思っております。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。司会を務めさせていただきます事務局政策調整課の坂井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の会議につきましては公開とすることとし、記録作成のため、録音及び撮影をさせていただきたいと思っております。なお、本日の会議につきましては、取材のため報道機関が来ておりますので、ご承知おき願います。

本日は、諸橋委員及び鶴巻委員がご欠席ということでございますけれども、過半数のご出席をいただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、配布資料の確認をさせていただきます。上から本日の次第、続きまして、資料1「第2回第1部会 意見概要及び事務局対応案」、前回同様に、市の具体的な取り組み等について説明した資料として、補足資料1、2をお配りしております。後ほど担当部長よりご説明させていただきます。加えて、座席を示しました会場図。以上でございます。不足がございましたら、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、大串部会長のほうから進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

大串部会長 皆さま、こんにちは。次第に従いまして議事を進行させていただきたいと思っております。まず、前回の意見集約について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 私のほうから、前回の意見集約とその対応案についてご説明させていただきます。お手元の資料1をご覧ください。

まず、1点目ですが、《行政運営の方針》につなげる上でわかりやすさの観点から、《現状と課題》をはっきり記載する必要があるというご指摘でしたが、これについてはご指摘のとおり、記載内容を改めて検討させていただこうと思っております。

それから、2点目でございますが、ファシリティマネジメント、持続可能な財政運営に絡んで、公共施設の記載がありますが、いわゆる社会インフラ資産のデータについては記載がないというご指摘でしたので、これについてもインフラ資産に関するデータの追記、追加させていただくということと、記載内容についてはあらためて検討をさせていただこうと思っております。

それから3点目、ファシリティマネジメントによる施設の多機能化・複合化を進める上で、行政サービスのあり方に関して、組織横断的な考え方が重要ではないかというご指摘でしたが、ここにつきましてはおっしゃるとおりでございます。本市におきましては、平成26年3月に市長を本部長とする財産経営推進本部を設置したところでございます。今、この本部を基礎に組織横断的な取組みを進めていこうとしております。そのため、ここについては考え方に相違はないし、記載の方は改めないこととさせていただきたいと思っております。

それから、その次が、施設の廃止等、今後のあり方を検討する上では、費用面などの効率性だけではなく、地域住民への配慮の視点も重要ではないかということでございます。ここにつきましても、具体の個別の施設のあり方を検討する際には、素案に記載しました方針に従って、市民の皆さまに適切な情報提供を行いながら、意識共有に努めながら進めてまいりたいと考えております。

それから、最後、中期財政見通しのところですが、中財の見通しについて、30年後に生産年齢人口が30パーセント減少する中で、名目経済成長率の捉え方が大きいのではないかとご指摘でしたが、名目経済成長率につきましては、本市におけるこれまでの実質的な税収の伸び率や、国の財政推計における名目経済成長率の税収の見積りを参考に設定をしております。現段階での見通しということございまして、今後、中期財政見通しの作成に当たっては、市内経済の状況やファシリティマネジメントの個別の進捗状況を考慮し、税収伸び率や投資的経費の規模を検討してまいりたいと考えておる次第でございます。これについても記載の中身を、諮問案を変えろということではなくて、具体の取り組みの中で対処してまいりたいということでございます。

私からは以上でございます。

大串部会長      ありがとうございました。皆さん、前回の意見集約についてご意見等ございましたら、お願いします。はい、鷺見さん、どうぞ。

鷺見委員      最後の4、中期財政見通しのところの質問ですが、以前伺ったら、名目経済成長率というのは税収の伸びに反映されていないというお話を、どこかで伺ったような気がするんです。そうすると、この質問自体があまり意味がないというか、税収の伸びが名目経済成長率と関連付けられていないという状況ですと、財政推計という議論の中に名目経済成長率ということ、こういうものを並べて議論する、本来はするべきだと思うのです。それが、関連付けられていないとなると、ちょっとこの質問が的外れだったのかなという気もしないでもないのですが、どうなのでしょう。

事務局 この今回の推計に当たっては、名目経済成長率という、そのものを税収の中に影響させるような計算をしておりませんが、名目経済成長率が国の指標でも推計が出てくる数字でもありますし、私どもとしても、税収の伸びということだけではなく、経済全体の伸び率というものを参考にはしていかなくてはならない数値であります。結果、この名目経済成長率の見込みを上げれば税収は上がっていくという、自動的な算出式にはなっておりませんが、そういった国の動きなども十分踏まえながら財政見通しを立てていかなくてはならないということですので、このような表現にさせていただきます。

大串部会長 どうでしょうか。

鷺見委員 ということですが、税収の伸びの見込みが大きいのではないかというふうな記述に変えなければいけなかったのかなというところでありまして、税収の伸びということになりますと、税源移譲が2007年に行われているので、そういった部分がどう処理されているのかということですね。税源移譲が今後連続的に行われるのであれば税収は伸びるんでしょうけれども、1回の不連続の話であれば、それをカウントして、税収の伸びがこれだけありましたから、今後もこういうふうが続いていくのではないかというふうに仮定するのは、どうなのかなという気がするんですけども。

事務局 その部分、少々調べて間に合えばお答えをして、後ほどであれば、ご容赦願えればと思いますが。

鷺見委員 わかりました。すみません。ありがとうございます。

事務局 今後の先のお話の中には、給与負担、今は県費職員の給与負担の県から市費での移行が29年に見込まれていますけれども、そういったわかるものについては入れて算定をしてあるという状況です。過去の分についてはちょっとお時間を。

鷺見委員 三位一体改革の税収ですね。

大串部会長 はい、後ほどご回答いただければということですが、他にございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、意見集約を終わりたいと思います。

では、本日の審議に移行したいと思います。前回の部会でも確認いたしましたが、当部会で審議する分野は、基本計画総論の土地利用方針及び行政運営方針の部分になっています。

今日は、基本計画の審議ののちに、基本構想についても審議する予定となっております。

まずは、基本計画の審議から行いたいと思います。本日の審議項目は、「(3)行政運営方針」の「④本市にふさわしい大都市制度」、「⑤他自治体との連携・

ネットワーク化」，ページで言いますと，23 ページから 25 ページまでとなっております。

それでは，ご説明お願いしたいと思います。事務局，お願いします。

地域・魅力創造部長 地域・魅力創造部長の加藤でございます。

それでは，今ほどお話がありました，23, 24 ページをお開きください。「(3) 行政運営方針」のうち，「④本市にふさわしい大都市制度」について，そして，「⑤他自治体との連携・ネットワーク化」についてご説明をさせていただきます。

まずは 23 ページの「④本市にふさわしい大都市制度」の《現状と課題》についてご説明をさせていただきます。

本市は広域合併によって，都市と田園が共存する独自の都市構造を持ち，多様な地域文化が共存する都市となりました。今後も各地域の歴史や文化などの個性を尊重したまちづくりを進めることにより，各地域の魅力を伸ばしていく必要があります，また，将来の道州制などを視野に，広域自治体と基礎自治体の役割を整理するとともに，各区が主体となった魅力あるまちづくりをさらに推進するため，国の方針にのっとり今回出されました，「総合区」の設置のほか，国の地方自治制度の改正などの動きも注視しながら，地方分権・都市内分権をより推進する必要があるとの認識から，本市にふさわしい大都市制度の実現に向けた取組みを実施してまいりました。

ここで，別途配布させていただきました補足資料 1 をご覧ください。まず，「広域自治体と基礎自治体の役割整理に関する取組み状況」として，平成 24 年 11 月に立ち上げました新潟州構想検討推進会議において，当初，6 項目を掲げまして，県・市の二重行政の解消に努めてまいりました。

表になりますけれども，上のほうから 6 つの課題が当初挙げられておまして，そのうち，食の安心・安全，感染症対策，ハローワークといった 3 つの課題について，ワークポート新潟の開設や，県との覚書を締結することによって一定の成果を挙げるとともに，その他の 3 つの項目である，文化・スポーツ施設，住環境の整備，特別高度救助隊，これらについては記載のとおり，対応方針について検討して合意をいたしました。また，その後，新たに付け加えました，万代島港湾地区のにぎわい創出，そして，未就学児対策，この 2 課題についても現在，対応方針を明確にして，県と政令市の二重行政の解消，役割分担の明確化に向けた取組みを進めているところでございます。

なお，先般，地方自治法の改正法案が国会で成立いたしまして，県と政令市の二重行政の課題等を協議する「指定都市都道府県調整会議」といったものが規定されたところでございます。新潟県と新潟市においては，こうした国の動きの先鞭をつける形で「新潟州構想検討推進会議」を開催して，県と

政令市の二重行政の課題等を協議してきたところでございますが、このたび、平成 26 年 6 月 9 日に、「新潟州構想検討推進会議」をこの指定都市の調整会議に移行し、一本化することについて合意をしたものでございます。

今後はこの会議の名称を、「新潟県・新潟市調整会議（新潟州構想検討推進会議）」と名称を変えまして、改正自治法の施行に先駆け、次回からは「新潟県・新潟市調整会議（新潟州構想検討推進会議）」として開催をして、引き続き県と市の課題解決に向けた取り組みを実施していくこととしております。

次に、「各区が主体となった魅力あるまちづくりの推進」に向けて、本市独自の取り組みとして、昨年度からは「地域（区）における自治の深化」に向けた検討を進め、区役所の権限や組織、区民との協働、教育委員会という 3 つの観点で、平成 25・26 年度における具体的な取り組み項目をとりまとめてまいりました。この中で、「区役所の権限・組織」については、予算・人事権の強化や、4 つの区で公募区長を登用したほか、「市民との協働」については、区自治協議会、地域コミュニティ協議会への新たな支援方法などの検討を開始しました。また、「教育委員会」については、教育委員を 9 人に増員をいたしまして、担当区制などを実施してきたところでございます。

こうした取り組みは、「本市にふさわしい大都市制度」の実現に向けて、順次、実現可能な部分から取り組み、検討を継続していく必要が今後もあると考えております。

それでは、素案の 24 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらにはグラフを載せておりますが、本市を取り巻く状況として、政令市における区の数、そして、1 つの区当たりの平均人口、3 番目に、全職員に占める区役所職員の割合を、資料として掲載をさせていただきました。

上のほうから、図④-1 ですが、政令市における区の数について、新潟市は他の政令市と比べた中では中位に位置しておりますけれども、中ほどのグラフ、④-2 では、1 つの区当たりの平均人口は最も少ない。一方で、一番下の図、④-3 では、全職員に占める区役所職員の割合が最も多いという状況となっております。

23 ページにお戻りいただきまして、《現状と課題》の 3 つ目になります。今後、区政運営においては、将来の人口の見込みなどを考慮して、住民サービスと行政効率のバランスを図っていくなかで、1 区当たりの人口や職員数を踏まえた、区のあるべき方向について検討を進める必要があると認識しております。

こうした《現状と課題》を踏まえたものが、《行政運営の方針》でございます。これまで以上に区役所が市政のメインステージとして、各区が主体となった魅力あるまちづくりを一層推進するため、区長のリーダーシップのもと、

それぞれの区の特徴，実情に合わせた柔軟かつ自立的な区政運営ができるよう，市民生活に密着した行政サービスはできるだけ自立し自律する責任ある区役所の実現を図ってまいります。

また，国の法律改正・制度改正の動きを注視しながら，より一層地方分権・都市内分権を推進するとともに，県・市間の課題解決を通じて，広域自治体と基礎自治体の役割分担の明確化や基礎自治体の強化を進め，本市にふさわしい大都市制度の実現に向けた取組みを推進してまいります。

さらに，人口減少社会の中で持続可能な行政サービスが提供できるよう，行政の組織・機能の効率化や，区の規模や数などを含めたあるべき方向について検討を進め，総合区など，さまざまな制度の活用も視野に入れながら，区の権限・財源の強化，都市内分権に向けた取組みを推進してまいります。

④の「本市にふさわしい大都市制度」についての説明は以上となります。

続きまして，25 ページをお開きいただけますでしょうか。⑤として，「他自治体との連携・ネットワーク化」についての説明でございます。

まず，《現状と課題》です。本市はこれまで，交流人口の拡大に向けた国内外の都市との観光連携や災害発生時の相互連携など，さまざまな連携を進めてまいりました。

申し訳ありませんが，ここでまた別途配布いたしました補足資料の2をご覧ください。例として，本市がこれまで進めてまいりました他自治体との主な連携を記載してございます。例えば，一番上，観光というところですが，交流人口の拡大と地域活性化に資することを目的とした観光の分野では，佐渡市，会津若松市，京都市などと連携を進めてきたほか，国外では姉妹都市提携をしているフランスのナント市と，ラ・フォル・ジュルネ新潟「熱狂の日」音楽祭の開催など，文化を通じた交流などを進めております。

また，最近では食文化，ガストロノミーの分野でユネスコのクリエイティブ・シティ・ネットワークへの登録を目指すなど，交流促進に向けたさらなる発信にも努めております。

次に，防災の分野ですが，迅速かつ広域的な災害対策を実施できる体制を構築することを目的として，防災分野の連携では，国や東京都，さいたま市をはじめとする政令指定都市や，県内の近隣地域など，121 の団体と災害時の応援協定を締結しております。災害時には相互に人員の派遣，食料，飲料水などの生活必需品や資材の提供，さらには情報管理などを相互に行うこととしております。

次に，産業の分野では，地域経済の活性化を目的として，長岡市，三条市など，近隣市町村と新潟港の振興に関する連携を進めてきたほか，聖籠町とは連携して企業立地基本計画を策定し，企業立地の促進を図る取組みなどを

進めております。

また、対外的にはロシア極東地域や中国東北地域の見本市あるいは貿易商談会で出展をするなど、海外との経済交流の推進にも力を入れております。

次に、補足資料の裏面をご覧ください。その他として、上越・北陸新幹線直行特急実現、あるいは、大河津分水の改修促進といった、地域で連携して政策を進めるために、県内の他市町村と連携している例を挙げさせていただいております。

それでは、素案の 25 ページにお戻りいただきまして、《現状と課題》の 2 つ目の丸になります。国土交通省によりますと、今後、我が国では、現在、人が居住している地域のうち、約 6 割の地域で人口が半減するだけではなくて、そのうち約 2 割の地域では人が住まなくなるという想定がございます。こうした状況の中で地方が存続していくためには、各都市がそれぞれの個性と役割を認識した上で、地域の活性化や課題解決のため、相互に連携していくことが重要と考えられます。新潟県人口の 3 割を超える本市が、国内外の都市と連携しながら、県都として人口対策や産業などさまざまな場面で力を発揮することにより、圏域や本県の活性化に寄与することが重要と考えております。

こうした《現状と課題》を踏まえた《行政運営の方針》でございます。

新潟県全体で進む人口減少への対応や、近隣市町村を中心とした圏域の発展を先導する県都としての役割を果たすため、本市の個性や役割を明確にした上で、防災、観光、産業などさまざまな分野で、国や県、周辺自治体、他自治体との連携・ネットワーク化をさらに強化し、互いの総合力を高めていきたいと考えております。

また、例えば医療体制の充実など、広域的な観点から圏域に共通する課題についても連携を進めることで、効率的で質の高い行政サービスを提供し、圏域全体の住民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

素案についての説明は以上でございます。

大串部会長      ありがとうございます。それでは、委員の皆さまからご意見を賜りたいと思います。はい、坂爪さん、お願いします。

坂爪委員      坂爪です。「大都市」という表現について、「大」を付けなかったら、この項目の中で何が不足するのですか。何ゆえに「大都市」なのですか。

大串部会長      事務局、お願いします。いかがでしょうか。

事務局      お尋ねの「大都市」という言葉ですけれども、新潟市は本州日本海側唯一の政令指定都市であり、全国で 1,800 ある市町村の中で 20 ある政令指定都市の中の 1 つということもあり、あるいは大都市制度の中で政令指定都市という制度が一番自治の権限をたくさん持っているということもあり、その象徴

が区役所を設置しているということもありまして、他の都市とは少し違う行政制度であり、人口や産業の集積もありますので、「大都市」という言葉を使っているということでございます。

坂爪委員　　私は、市民からすれば、大都市などと大上段に構えていただかなくても、中身が結果として住みやすい都市になっていればいいと思っているので、この表現については少し抵抗があるのですが、大都市と言わないと何か困るようなことがあるのですか。何か法律上の言葉ですか。

大都市制度・区政創造推進課長　大都市制度・区政創造推進課長の嘉藤でございます。「大都市」と言っているのは、地方自治法上の自治体のかたちとして、市、町、村という区分があるんですけれども、その市の中で、大都市の特例、政令によって大都市特例という制度が設けられていまして、そのうちの1つが政令指定都市で、それから、中核市と特例市というのがあります。これらを総称して大都市特例というふうに言っております、ここで大都市制度を検討しようというのは、政令指定都市の制度が今のままでいいのかどうかという点で、その権限の配分のあり方とか、そういったことを再検討しようということから、「大都市制度」の検討という言い方をしています。地方自治法上の区分でございます。

坂爪委員　　そうすると、この「大都市」という名称を使える市というのは、今のお話ですと、法律の中で定義されているということで、新潟市はそれに該当するから「大都市」という表現を使っている、そういうことですね。

大都市制度・区政創造推進課長　地方自治法で規定しています大都市特例に当たる政令指定都市に位置づけられておりますから、その制度のあり方を検討するという意味で、「大都市制度」というふうに命名しております。

坂爪委員　　そうしますと、全国の政令市は全部「大都市」ということになるんですね。

大都市制度・区政創造推進課長　そうです。特例市以上については全部「大都市」という区分に入ります。

坂爪委員　　私は先ほども言いましたが、別に「大都市」と上段構えなくでもいいのではないかと思ったものですから、それ以上のものはございません。ありがとうございます。

大串部会長　　ありがとうございました。確かに「大都市」というよりも政令指定都市のほうが我々なじみがあるものですから、しかも新潟の人口密度を考えますと、「大都市」と言われると、何かもっとビルがたくさん建っていたり、そういうイメージとかもあるのでしょうかけれども、やはり政令指定都市制度、何でしょうね、脚注とかがあれば、わかりやすいのかなと思います。少し確かに「大都市制度」と言われると、ちょっと違和感があるのかなと思いました。他にございませんでしょうか。



地域・魅力創造部長 確かに専門用語でないように思えて、実は法律用語だったりするものがありますので、今のご意見まさに、確かに市民の方にはわかりにくい部分はあるかと思っておりますので、注釈などを入れさせていただきます。また、「大都市制度」といった場合、実際、政令指定都市の市長会などでは、それぞれの、例えば横浜三百数十万と新潟の80万では、同じ政令市といっても都市のあり方はやっぱり違って来る。それで、例えば「多様な大都市制度のあり方」のようなことで議論しておりますので、私ども役所的に使っているもので、もう少しわかりやすく、どこかに注釈なりで解説をさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

大串部会長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい、藤井さん、お願いします。

藤井委員 《現状と課題》の2番目、「将来の道州制を視野に…」のところ、「広域自治体と基礎自治体の役割を整理する」とありますが、広域自治体、基礎自治体というと、県や市のことを指すのでしょうか。これはどういうふうに理解したらいいのかなということが1つと、そこに続いて、「各区が主体となった魅力あるまちづくりをさらに推進するため、総合区の設置のほか…」と「総合区」という文言が出てきております。今新潟市は8つの区がありますが、それとどういうふうにつながりや関連があるのか、聞かせていただけますか。以上です。

大串部会長 お願いします。

地域・魅力創造部長 23ページの《現状と課題》の2つ目の丸のところに、「広域自治体と基礎自治体」と、これもなかなか一般では普段使わない言葉ですので、注釈が必要になるかもしれません。ここで申し上げておりますのは、広域自治体というのは都道府県、新潟で言えば新潟県でございますし、基礎自治体は市町村ということで、直接住民の方といるんな接触があるという意味で、基礎自治体とか、基礎的自治体などと言う場合もありますが、こういった位置づけで分けております。

今、ご説明の中で触れさせていただきましたけれども、新潟県と新潟市はこの広域自治体と基礎自治体のそれぞれが、これまで例えば二重行政があったということ整理しながら、役割をきちんと明確化させていこうというようなこと、あるいは二重行政については解消しようというようなことをこれまでしてきたわけです。

次に出てきます「総合区」というのが、今回の地方自治法の改正で挙げられてきた新しい制度でございます。現在、区といってもいくつか種類がありますけれども、例えば東京都の23区というのは特別区と言いまして、区長が選挙で選ばれるというような仕組みですが、一般的な政令市、例えば新潟市

の区はこれまでは市の職員から区長が選ばれ、市長が任命するというようなかたちです。今年、新潟市は4名の公募を行いましたけれども、これは選挙で選ばれるわけではない。一般の職員あるいは民間の方から区長を任命させていただいたわけですが、こういった仕組みの中で、区長の権限をさらに上げると。特別職並みに上げる。今、新潟で言えば、副市長並みの権限になるということだと思っておりますが、議会の承認を得て区長を任命するというようなことと併せて、その区長の権限、そして、区の裁量権を今より拡大するというようなことをできる区を設けることができることになりました。それを「総合区」というふうに呼んでいるということなんです。

これが、新潟市における8区との関係ということなのですが、右のほうのページ、24ページでご説明しましたけれども、新潟市は1区当たりの人口が5万から20万というようなことで、幅がございます。また、80万都市で8つの区ということで、区の数としては若干他の政令市と比べると多めだということ。そのことを併せて一緒に検討しながら、新潟市でこの「総合区」といったものを導入したときに、どういったメリットがあるのか、あるいはデメリットがあるのか、今後検討して、例えば導入するのもしないのかといった議論が必要になるというようなことが考えられます。

藤井委員 イメージとしまして、今、新潟市は8つの区がありますが、「総合区」というのはそういう区と違うという考え方ですか。今のお話ですと、特別職の区長さんを選ぶという、そういうレベルで「総合区」という文言が使われているんですか。どういうふうにかんがえたらいいのですか。

地域・魅力創造部長 今回の区と全く違うわけではなくて、現在の区よりも、例えば、区長の持つ人事権が大きくなるとか、あるいは経費執行の金額が多くなるとか、そういったような裁量が増すということになるのかなと思います。

藤井委員 裁量権の問題だけで「総合区」という言葉なのですか。

大都市制度・区政創造推進課長 「総合区」というのは、権限を強化することと併せて、先ほど言いました区長を一般職員ではなく特別職として議会の承認を得て選任するというかたちになります。そういう形態をとるものを「総合区」と位置づけるということで、自治法が改正されましたので、その規定に基づいて設置をすれば、「総合区」にできるということになっております。

藤井委員 用語解説集は読ませていただいて、今の答弁と同じようなことになっているんですけど、これを読んだときに、我々市民は各区というのがあって、「総合区」となるから、今度は2つ、3つを区が集まって、それが全部総合の区になるんだというふうなイメージとして考えてしまっていますが、そういうことと違うんですね。

地域・魅力創造部長 今のところまだそういった議論はほぼされておきませんので、例え

ばそういうこともあるかもしれません。AとBという区を合わせて「総合区」とするようなこともあるかもしれませんが、今でも1つの区を「総合区」に格上げするということもあるかもしれませんが、そういった議論はこれからということでございます。

藤井委員       はい、わかりました。

大串部会長       他にございませんでしょうか。新藤さん、お願いします。

新藤委員       新藤です。24 ページのグラフが3つあるんですけども、その一番下で、「全職員に占める区役所職員の割合」ということで、新潟市が一番多いのですけれども、これをここに出したというのは、例えば、市長がよく言われている「大きな区役所」ということで、意図的に区に職員を多く配置しているのか、それとも多少余っているので多いというふうに解釈していいのか、市としてはこれを今後どの方向に持っていくのか、教えていただければありがたいと思います。

大串部会長       お願いします。

地域・魅力創造部長   少なくとも後者ではないということを申し上げた上で、市長が言う「大きな区役所、小さな市役所」というのは、もちろん必ずしも職員の数ではなくて、そこで行っている直接市民と対峙するところの仕事の中身というふうに、受け取っていただければと思います。ただ、それにもまして、こうして見たときに、区の特性というのもありますけれども、やはり合併直後からのいろいろな仕事を持ったまま少し多めに人員が配置されているところをきちんと適正化しましょうと。実際、大勢の人員が必要な部署もありますので、こういったところの適正化を図ろうということは必要かと思っております。これまで実を言うとその辺がまだ、一人一人の仕事のボリュームといったものをきちんと精査されてないのではないかなという、自らの反省も含め、このグラフが出ているということでもございまして、先ほどの区の数、1区当たりの人口などと併せて、一緒に議論する材料ということで挙げさせていただいたものです。

新藤委員       ありがとうございました。

大串部会長       松田さん、お願いします。

松田委員       基本計画の行政運営方針の協議ということですので、ある程度抽象的になるのはやむを得ないのかなと思いつつも、この23 ページを読んでみましたときに、《現状と課題》や《行政運営の方針》が、どうも新潟市にふさわしいと言えるかどうかと。新潟市でなくても、他の市でもこういうような内容になるのかなと。まずそんな感想を持ったのですが、その中で、最初の《現状と課題》の1番目であります。この中で、「今後も各地域の歴史や文化などの個性を尊重したまちづくりを進める」こと、こういうことについて私自身も

異論はないのですが、一方で、田園都市としての課題ということについて、少しやはり触れる必要がないのかなと感じたわけです。特に新潟市にふさわしいということで考えたときに、そのことを考えてみました。

資料の 52 ページを見ますと、水田耕作面積が全国一であること、そして、その次のページを見ますと、一方で、農業就業人口の減少とか高齢化というようなことについて述べてあるわけですが、この米どころ新潟の特に稲作農家の後継者不足というのは、どこの地域でも深刻な問題になっておりまして、若い世代の新たな農業就業者の創出ということが、やはりこれから重要になってくるのではないかなと思います。

そうした中で、新潟市が農業分野の国家戦略特区の選定を受けたということでもありますので、こうした大変いい時期にそういう選定を受けたなと思います。

そこで、新たな農業経営や就業者の拡大などの課題について、この農業特区に選定をされたことを含めて、この《行政運営の方針》の中に触れていく必要があるのではないかと考えたんですが、いかがでしょうか。

大串部会長 お答えをお願いしますでしょうか。

地域・魅力創造部長 ありがとうございます。今、おっしゃった農業の分野については、52 ページから記載がございます。これは確かに私ども田園型政令市というようなことも銘打っておりますので、これまで、そして今後も、新潟市の本当に主力の産業、あるいは雇用も含めて大事な分野になっていくであろうと、していかななくてはならないだろうということで、例えばニューフードバレーの形成といったような施策を進めてきました。

その中で、昨年来、国からの募集がありました国家戦略特区のほうに、ぜひ新潟を指定してほしいということで手を挙げましたところ、新潟の考えていることが国に認められて指定をいただいたわけです。

現在、国家戦略特区と認められているものというのは、実はあまりまだ多岐にわたっておりません。どのくらい効果が発揮されるのかわかりませんが、例えば農業委員会の事務の役割分担ですとか、それから、信用保証を農業者にも使えるようにといったようなもの、そして、農家レストランと、農業生産法人への参入の条件緩和といった大きな4点しかないんですが、これだけですとまだまだ足りないし、皆さんが本当に何がどうなるのかわからないというようなことがあります。

現在、国の国家戦略特区の2次募集といった中で、さらに一般の農業者ですとか、あるいは市民にいろんないい影響が出るように、まだ検討を進めておりますし、これからまた提案もしていくこととなりますが、それらと、そして今まで進めてきましたニューフードバレーのいろんな施策と併せて、農

業，6次産業化，そしてそれに続く一般的な食品産業，あるいはその他の産業も含めてですけれども，活性化させていければと思っております。

そういったことが52ページから書いているところもあります。今，特区についてはまだ進行途中ですので，言葉が足りないところもあるかもしれませんが，これから，そういったものが進む中で，例えば実施計画等の中で，具体的な事業に結び付けていくといったことが出てまいります。

また，23ページに戻りまして，「現状と課題」のところで，「今後も各地域の歴史や文化などの個性を尊重したまちづくり」という中で，そういった新潟市の持つポテンシャル，農業を含めた産業のポテンシャルといったようなものも，必要なことかなとは思っております。これはまさに新潟を支えるという大事な分野だと思っております。

また，農業経営の基盤強化とか，担い手の育成などについても，他の部会でもご指摘をいただいております。施策23の先ほどのニューフードバレーの中でも，また少し書き込むところも出てまいります。書きぶりについては少しご指摘いただきましたので，考えさせていただきたいと思っております。

大串部会長     ありがとうございます。他にございませんでしょうか。はい，坂爪さん，お願いします。

坂爪委員     坂爪です。さっきのお話の中に多分絡むものだと思いますけれども，区役所職員の話が出ていました。そこで全体のいわゆる職員数の比較をしたようなデータというのはどこかに資料として載っていますか。

地域・魅力創造部長   他の政令市とのですか。

坂爪委員     はい。多分，皆さんとしては，少しは職員数を絞りたいというのがあるようですが，いわゆる区役所職員が非常に多いですよということで，象徴的なものを挙げていますが，こういうものを見るときには，どういう担当部門の職員がどうなんだということで比較していただかないと，委託してる部分など，いろいろ出てきますから，そのような中で切り込むなら切り込むというようにやっていただくようお願いをしたいと思うのです。そうしますと，ただ，職員数が多いというような話になってしまうと，確かに役所の組織というのは，黙っておればもう膨張するのが当たり前になってしまうので，何か問題があれば，それをてこに組織を増やす，職員を増やすということになってしまいます。ですからよほど皆さんが切り込まないと圧縮というのは難しいと思いますが，ただ，その圧縮する場合において，そこら辺はやはり住民の皆さんが納得するような資料が欲しいと思います。

地域・魅力創造部長   わかりました。全く，坂爪委員，おっしゃるとおりだと思います。

まず，最初のご質問の職員数の比較でございますが，後ほど資料を差し上げたいと思います。

それから、まさに坂爪委員おっしゃったように、どういう分野でどういう職員が多く必要なのかというのは、また各区によって違うと思います。例えば中央区に農業関係の職員を置いても仕方がない。仕方がないというのは変ですけど、必要な分野に必要な職員を必要な数置くといったことを、私ども、行政改革プランというのを持っておるのですが、その中できちんと議論をしておりますので、お出しできるものがあれば、後で見たいと思っておりますが、ご指摘はまさにごもっともだと思います。

坂爪委員 よろしくお願ひします。

大串部会長 他にございませんでしょうか。

私から少し質問です。④の場合は《現状と課題》が3つありまして、その例えば上から1, 2, 3とありますと、その1個に対応するものが《行政運営方針》で1, 2, 3で対応していると見えるんですけど、そういう見方でいいんでしょうか。例えば「本市は広域合併により、都市と田園が共存する独自の都市構造をもち」というところの方針が、「区役所が市政のメインステージ」と読むのでしょうか。読んでいくと、それぞれ、例えばA, B, Cなら、下のA', B', C'というふうに読めるんですけど、そういうふうに書いてあるということでしょうか。

地域・魅力創造部長 みんなそうなのですが、やはりどうしても関係してきます。

大串部会長 わかりました。そうなのでしょうが、逆に長文じゃないからこそ、もうまとめてしまったほうが本当はいいのではないかと思います。田園都市でこういう特異な構造を持っていて、だからこそ農業分野も非常に大事なんだけど、都市としての機能も備えていなければいけないというような、ある意味の他の大都市とは違う、大変だけれども、すてきな構造を持っているんですよ。その中でどういった手当てが必要となってくるというところが、読み取りにくい。そこをしっかりと書いていただけるような書きぶりになると、皆さん、農業というのはかなり、田園都市などと強調されていますし、それには区が非常に独自性を持つのだと。先ほどもおっしゃいましたけど、都市部は都市としての機能をきちんと保持して、周辺の特に農村地区だったり、文教地区だったり、文教地区ってないですけども、区でかなり大学が重点的な比重を占めるような区だったり、そうではなく、農業が比重を占める区だったりすると、中が変わってくるでしょうから、それぞれの区に必要な行政とは何かというのをきちんと把握した上での職員配置がこれから必要となってくるというふうに書かれていたら、大変わかりやすいのかなと思ました。意見としては以上です。

はい、山賀さん、どうぞ。

山賀委員 私も引っかかっていたのが、「本市にふさわしい大都市制度」と書いてある

のに、ふさわしい制度ってどうなんだろうという、何なんだろうという、少し姿が見えづらいというのがあって、先ほどの松田委員がおっしゃったように、田園都市としてとか、新潟ならではのあるべき姿、制度の姿といいますか、そういったものが読んでいてもなかなか見えづらいなというのがありました。

《行政運営の方針》としては、恐らく、大きく分けると二重行政の解消によって効率的な運営を行うという部分と、区の権限や財源の強化によって自立して責任ある区役所で、区役所に力を持たせていくというところが、大きく2つなのかなという気がするのですが、その理解でいいかどうかという辺りと、やはり「ふさわしい」といったときの、新潟としてのあるべき制度の姿が見えてくるといいのかなと思いました。

大串部会長 お答え、いいですか。

大都市制度・区政創造推進課長 「本市にふさわしい大都市制度」とありますのは、1つは、政令指定都市の制度というのが全国一律になっていて、実は政令指定都市の市長会の中では特別自治市制度ということで、都道府県の権限をそっくり政令市に下ろしてしまおうという方向で議論されていたところでした。新潟市としましては、後発の政令市であって、いきなり都道府県の事務を全部引き受けるといってもなかなか難しいだろうということで、全国一律の大都市制度にするよりは、「本市にふさわしい大都市制度」のあるべき姿というのはどういうものなんだろうかということを経験し、もっと柔軟な制度設計をすべきではないかということを経験し、指定都市市長会の中でも一定の理解を得てきたという、そういう歴史がございます。

もう1つは、本市が多くの市町村の合併によって成立した政令市であって、それぞれの地域の元の自治体の特色を生かしていくという意味で、合併当初、今もそうですけれども、区に職員、権限を厚くしているところなのですが、今回の大都市制度の見直しの中では、そういった都市内分権がさらに進めていくことができるとということで、市役所から区役所への権限、財源、それから人事権も含めて、強化をしていこうという、新潟市特有の事情で、都市の構造が違っているという意味でも「本市にふさわしい」という言葉を使っているところです。

地域・魅力創造部長 一つよろしいでしょうか。先ほどから「本市にふさわしい」といったときに、私どもの書き方が少し悪いのかもしれませんが、都市制度を述べているところに、新潟は農業都市なんだから農業の分野も入れたらどうかというようなご意見があるわけですが、実際そのとおりで、ここにも多少書き込む必要があるのかなとは思っています。他の政令市と違ってこれだけ農業産出額が大きい都市はございませんし、まさに田園型政令市あるいは大農業

都市と自負している新潟市ですので、そういった文言が一つどこかにあるとさらに分かりやすいのかなと思いますけれども、ただ、今回書いているのはどうしても都市制度の分野になっていきますので、そこを少し分かりやすくさせていただければと思います。

大串部会長 ありがとうございます。先ほど大都市制度・区政創造推進課の嘉藤さんからのお話が非常に分かりやすく、いろいろないきさつがあって発展していますので、各区の独自性というのは尊重されるべきですし、いきなり県の行政というのも全部が担えるわけではないというところにおいて、新潟市が最適な規模で担えるだけの行政を各区が特徴を持って担えるような選択というのをしていこうという決意表明みたいなことを書いていただけるとより分かりやすいのかなと思いました。ありがとうございます。

次の⑤について皆さん何かございませんでしょうか。鷺見さん、お願いします。

鷺見委員 ④のお話を伺っていて、皆さんおっしゃるように、非常にぼんやりとしている印象があるのですが、要するに、国がやっていることを道州制で県が引き受けて、県のやっていることを市が引き受けて、市がやっていることを区に移すと、そういう分権というのをイメージされているということではないかな。単純な二重行政の解消などという議論ではなくて、もっと大きな分権の流れの中で市の構造も変えていこうというイメージで捉えていいのか、そこまで踏み込んだことを言っているのかどうなのか。

それから、もう一つは、これは区の数を減らしたいというメッセージでいいのでしょうか。つまり、これからある地域では人口が劇的に減っていくと思うのです。人口 10 万人というところが平均値になっているということは、もっと少ないところがあって、もっとこれから人口規模が減って行って、1 人当たりの行政コストがすごく高くなっていくところが出てくるはずなので、そこを整理しなければいけないという議論になってくると思うのです。そこまで踏み込んで市としてのスタンスというのをここに書き込んでいるのかどうなのか。これは 8 年間縛られる議論なので、分かりやすくどういう方向性で議論しているのかというのを明確にさせていただくのがいいかなという気がするのですけれども。

大串部会長 ありがとうございます。少し難しいといいたいまいしょうか、お答えしにくいかもしれませんが、お願いします。

地域・魅力創造部長 後の分からお答えさせていただきますが、区の数を絞ろうとか少なくしようとかということは、今ここで私どもがとても書けることではございませんで、やはり相当に市議会の皆さま含めてしっかりした議論、そして、その前段として、今日出させていただいたグラフだけではなく、先ほどから



いろいろご意見をいただいていますけれども、もっと細かなデータを出しながら、どこをどうすればいいのかという、効率的な区役所行政・市役所行政といったものも含め、どういった姿が本当に望ましいのかという議論はまだなされていない状態です。

さらに言えば、せっかくいろいろな努力をしていただいて今の8区がそれぞれ一体感を醸成しながら、それぞれの歴史や文化を大事にしながら現在に至っていますので、ここですぐにその数や役割を変えるということをお出しするわけにはいかないと思うのですけれども、そういった中で、どういった姿が望ましいのかという議論は大事であろうというところまでしか今のところは言えないのかなという段階です。

鷺見委員 分権という議論と区の権限強化という話は一体化していなければいけない議論だと思いますので、そっちはそっち、こっちはこっちというふうに議論しても何か意味のない議論だと思いますし、一生懸命文脈を拾っていけば、これは明らかに区の数が多過ぎるなということをメッセージで出しているわけですから、もう少し分かりやすくしなければならぬし、実際に今後人口が急激に減って、現に減っているわけですよ、一部のところでは。それがさらに加速していくとなると、維持できないようなところはどういうふうに市として対応していくのかというところが重要な課題になってくるのではないかと思いますので、これから検討しますとか、そういうのは重要なものでは、というようなところで濁していい話なのかなという気がします。

地域・魅力創造部長 分権あるいは区の数に行きそうな表現で分かりにくくなっている部分はあるかと思います。これらについてどうしていくかについては、今のところでは、こうしますというような話の書き方は今できませんので、申し訳ありませんが、これから議論を進めていくということだけはお酌み取りいただけないかなと思います。

鷺見委員 ありがとうございます。

大串部会長 坂爪委員、お願いします。

坂爪委員 今の議論に関して、私は、今の区というのは、まさに明治以来、それ以前かもしれないが、地域の一体性の中で組織されてきているわけです。そのため、全くカラーが合わないとは言わないけど、農村主体とか、あるいは商業主体とか、そういうような形の中で至っているので、皆さんが区の数で議論するのは、多分減らす方向で議論をするというようなことを意味しているのだらうと思います。

ですが、私は、区の数減らすことによってどういうメリットを皆さんは追及するのかという、多分、効率指標の部分だと思うのです。区の数減らすという方向に話を持っていくのではなくて、区の数減らすことによる

利益を別のかたちの中で実現していただくような方法を考えていただきたい。  
区の数減少ということではなく。

地域・創造魅力部長 おっしゃることはよく分かりますし、私ども、数をここでどうしようというのは、これからの議論で、実際、今の状態でどんな問題があるのかと、今、何が悪いのかというようなところについては、それはやはり数字だとかいろんなものをお示ししてということになります。正直言ってまだできておりません。また、心情的にもそれはできないよという方もいらっしゃると思います。しかも、例えば交通体系等考えたときに、2つの区を一緒にして広大な面積の区がもしできたとして、本当に一体的な区政ができるのかどうかといったようなあたり、相当に大きな議論あるいは将来の姿を描くようなことをしないと簡単にはできないと思っております。しかし課題の一つとしてこういった状況がありますと、効率的な部分ですとか、そういったものはお示しさせていただいたということで、今回、この総合計画、今後8年間の中ではそういった議論が必要だということについて課題を挙げさせていただいたということで、方針としてはこうしますというのは、今のところお示しは一応できません。

坂爪委員 ですから、方向としては区の数減少じゃなくて、区の数減少したと同じようなメリットを追及できるような方策を皆さま考えていただけないか、こう思うのです。

地域・魅力創造部長 それも含めて検討する必要があると思います。

大串部会長 ありがとうございます。今のところ、④にかなり議論が集中していますけども、⑤のほうはいかがでしょうか。松田委員、よろしくお願いします。

松田委員 それでは、⑤の中の《行政運営方針》の最初の項目についてですが、冒頭を読みますと、人口減少への対応という書き出しから、そのために防災・観光・産業などのさまざまな分野でということ、どうも人口減少への対応と後段の文章で書かれていることが必ずしも対応していないという印象があります。新潟から県外へ進学した若者たちでUターン希望している人がどんどん増えていると聞いておりますし、その一方で、新潟に戻りたいと思っても仕事が見つからないから戻れない、そういうような声を聞くことも確かに多いように思います。そうしたことについて施策21には触れてあるんですけども、やはり若者がUターンして生き生きと活躍できる場所がある新潟市をつくり出すというようなことを一方で考える必要はないのかなと思っております。具体的には、若者が働ける場の拡大だとか、安心して子育てができる環境だとか、若者が地域づくりに参加したくなるまちづくりとか、行政が率先して、県や隣接自治体との連携の中でそうしたことも積極的に取り組むことが必要ではないかと思って読んでおりました。

以上です。

大串部会長　ただ、ここには、他自治体との連携やネットワーク化に関して記載するところになっておりますので、多分そうしたことが載っていないのかなということですが、一応、事務局に確認したいと思います。

地域・魅力創造部長　まさに今、部会長さんがおっしゃったとおりなのですけれども、あえて言えば、人口減少への対応といったものを先に書いたのでそう捉えられてしまうというところはありますけれども、そういった時代の中、新潟県全体だけでなく、日本全国で人口減少進んでまいりますので、こういった中で他の自治体と新潟市がどういった連携をし、あるいはネットワーク化してそれぞれの行政を支障なく、さらに発展させていけるかといったところが主題になりますので、今ご指摘いただいたところは他の分野に書き込んでございますけれども、連携をさらに進めてお互いの相互理解を深めていきたいというような感じになっております。

大串部会長　ありがとうございます。他にございませんか。

つなぎで私が何点か。「国土交通省の資料によれば」とあるのですけれども、国土交通省の資料はたくさん出ておりますので、具体的な出典について注釈を付けていただくことはできますか。後ろに載っているのでしょうか。

地域・魅力創造部長　今回お配りした資料には載っておりませんので、後でまた差し上げるかたちでお願いいたします。

大串部会長　別添の資料は要らないのですが、これだけだと、どれを見たら確認できるのか分かりませんので、例えば後ろのページに載せられるのであればそのページ数を載せていただいてもいいですし、資料名を載せていただいてもいいです。

地域・魅力創造部長　ちなみに出典は、国土交通省の「国土の長期展望 2011 年版」というものなのですが、分かるようにさせていただきます。

大串部会長　ありがとうございます。あと、いつごろ 6 割ぐらいの地域で半減するのとか、読まないと分からないということではなく、少し書き込んでいただいてもいいのかなと思います。県都としての役割とか人口減少という言葉は、《行政運営方針》のところにまで入ってきています。これはもともと《現状と課題》に書いてあるので、二重で書いてあって、余計そこを心に刻まないといけないから書いてあるのかなとも思うのですけれども、《行政運営方針》の 1 つ目のところは 1.5 行ぐらい減らしてもいいのかな。重複しているという印象があるのと、あと、減っているけども、効率的で質の高い行政サービスを提供し続ける観点から、広域的に連携し、共通の課題に対しては協働で対処していく体制をつくり上げるところが、2 行目の文章も少し文の上下を入れ替えたりという工夫が要るのかなと思いました。

私からは以上です。

地域・魅力創造部長 ありがとうございます。文言については整理させていただきます。

ちなみに、データとしては2050年に半減するという事です。

大串部会長 ありがとうございます。他に。鷺見さん、お願いします。

鷺見委員 新潟市が圧倒的に大きなウェイトを占めていることなので、例えば他の市と行政の施設などを共有するというような連携は、現状はあるのでしょうか。例えば図書館を市外の市民が利用するときにはいくらとか。つまり、市内の施設を他の市の人たちから料金をいただいて利用していただくという、ちょっとえげつないやり方かもしれませんが、それぐらい魅力的な地域なのであれば、お互いに共同利用することで、市民を送る側の市もメリットがあるし、新潟市のほうも住民1人当たりの施設の数が多いわけですから、その利用度が増していきます。そういった連携ということはこういうところでイメージされているのかどうか。その2点、今そういうのがあるのかどうか。この中は後者のような議論があるかと思います。

事務局 そういうことを積極的に想定しているわけではありませんが、市民の方がお使いになるときは少し安く、市外の方がお使いになるときは多少高いという料金設定をして、例えば火葬場とかいうところがございますが、ただ、委員がおっしゃられたように、積極的に市外の方に施設を使っただこうという発想で料金設定をしているところは今はないと思いますし、そういったことを進めているところもないと思います。

ただ、区を超えてファシリティマネジメントという発想を先回の会議で申し上げましたけれども、全市的にあるいは全県的な施設というのを、例えば新潟市に所在している施設をどう活用していくのかというところが、もちろん私どもの所有物であればできますけれども、それが県の施設であるということになりますと、県と連携をして全県にどう波及させるか。例えばビッグスワンとか大きい施設等についてはそういう発想も必要であろうと思っておりますけれども、今、市の施設に限って市外の方々に積極的にご利用いただくというようなことは、発想としてこの中には入っていないと。

鷺見委員 連携ですから、そういうことも含めてイメージされたらどうかなと思うのですけれども。

事務局 私どもの拠点施設でそういった施設があれば、どう催事を増やしていくか、交流人口を増やしていくかという観点でそういったことも考えていく時代に来ているのだらうと思いますが、このところで書くかどうかはちょっと考えさせていただきます。けれども、そういった発想も交流人口の拡大という意味では必要であろうと思います。

大串部会長 ありがとうございます。交流人口の拡大だけではなくて、施設の有効利用

の観点から、西蒲区のほうだったら弥彦と連携するとか、図書館を新たにつくるなどという時などに、お互いが融通の利くところにつくって、料金を出し合いましょうというかたちでより蔵書を増やすなど、さまざまな工夫ができるのかなと思いますので、そういったことをイメージとして入れていただくような文面に少し変えていただくとより皆さんの納得度が高くなるのかなと思いました。以上です。他にございませんか。

事務局 今、部会長がおっしゃったようなところで、定住自立圏構想というのが平成 21 年から総務省主導で始まっています、新潟県内では長岡市さんとか他の市町村が中心市という宣言をされて、同時に周辺の市町村と協定を結び、将来ビジョン、施設の利用をし合う、あるいは医師の派遣をし合うとか融通し合うということが始まっているのですが、政令市の圏域については、その定住自立圏構想でという発想の中から除かれていました。それは、政令市は自立してできる都市だからということで、他のところと協定を結んでまでそういったことをせずに、自分で割と解決できるということになっていましたが、このたびの自治法改正で法律が改正され、今度はそういうことができるようになりつつあると。施行はまだのようですので、今後そういった考え方も取り入れられるような状況になっているということでございます。

大串部会長 住民の方にとって大切なのは、どこの市がつくったのかとか、どこが運営しているかということではなくて、自分たちが使いたいサービスというのが提供される場所があって、それが割と住居の近くにあるということがすごく大切だと思いますので、どこの市がつくったのかに関係なく、しっかりそういった機能を果たすような施設を周辺地域とネットワークをつくってやっていただければと思います。以上です。

他にございませんでしょうか。新藤さん、お願いします。

新藤委員 新藤です。交流とか災害とかいろいろ出てくるのですけれども、ちょっと時間がたっていますが、3.11 の関係で、まだ新潟市に子どもさんを持つご家族が避難されている。そういうところとの具体的な協定みたいなものはあるのでしょうか。それとも、今後どうかしたいというものは予定としてこの中に入っているのでしょうか。

事務局 3.11 の被災者は、今、1,800 人ぐらいまだご家族が避難をされていて、避難生活が長期にわたっている状況がございます。しかし、個々の市町村と団体同士が契約を交わしてということではなく、個々の意思で避難所を選んでいただき、避難生活を強いられている方々に対して市のほうで支援をしていると。ただ、その大部分の経費については、国から後で清算をされるということでございます、団体同士の協定に基づいてということで避難生活を送られているということではない。ただ、避難生活が長期にわたっていますので、お

住まいの問題とかお仕事の問題とか、あるいはお母さんとお子さまだけこちらにお見えになっていて、お父さんは福島等で働いていらっしゃるなどといった二重生活の問題、いろいろ課題を解決していかなければいけないことは結構あるとお聞きしていますので、そういった支援については協定がなくても、一緒になって支援をさせていただいているという状況でございます。

新藤委員 ありがとうございます。実は私の周りに結構いらっしゃるのです。何年も新潟市にいらっしゃると、この子たちが大きくなっていくにつれて、この子たちにはふるさとが2つできてしまうんだらうなということを見ると、その子たちが成長していったときに、新潟と福島の間で何かその人たちが作り出してくれるものがあるのではないかなということ時々考えるのですが、まだ具体的には私の中でもないし、行政としてそういう先のことまで何か取り入れる予定があればと思って今、質問させていただきました。ありがとうございました。

大串部会長 ありがとうございます。他にございませんか。  
それでは、基本計画に関する審議はここでいったん終了させていただきまして、続いて、基本構想の審議に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

地域・魅力創造部長 それでは、基本構想についてご説明をさせていただきます。  
素案、少し戻りまして5ページをおめくりください。5ページから8ページが基本構想のページでございます。

これまで本市では、平成17年の広域合併、平成19年の本州日本海側初の政令指定都市への移行、そして8つの区ができて、それぞれの地域の特徴を踏まえ、共に支え合い、共に学び合って、「共に育つ」ということを大きな理念としながら、「拠点化」と「個性化」を軸としたまちづくりを進めて、政令指定都市としての土台を築き上げてきました。

基本構想では、各部会の初回で市長がお話させていただきましたように、大合併、政令指定都市への移行後のまちづくりの理念、これを市民の皆さまにお示しをしました合併マニフェストにおける基本的な方向性であります「地域」、「大地」、「世界」という3つの要素を踏まえてまちづくりの理念や都市像を描いております。

6ページの「2 まちづくりの理念」にありますように、政令指定都市としての内実を高め、成熟していくまちづくりの第2ステージを迎えて、1つは、「地域・田園・自然の力を活かし、健康で安心に暮らせるまちづくり」、もう1つが「日本海開港都市の拠点性を活かし、創造的に発展を続けるまちづくり」というこの2本をまちづくりの理念としております。

次、7～8ページをご覧くださいと思います。本市が目指す8年後の

都市像を描いております。7ページにお示しをしております3つの都市像につきましては、当部会以外の各部会におきまして、これまでその都市像ごとにご審議をいただいております。それぞれの政策ごとに《8年後の姿》を設定しておりましたけれども、この7～8ページは、《8年後の姿》をここにまとめるというかたちで構成しております。

例えば64ページをお開きください。この上段に、政策①の《8年後の姿》が記載されております。政策①から政策⑩までそれぞれ《8年後の姿》があるわけなのですが、これらをまとめたものが、戻っていただいて7～8ページの目指す都市像ということになっております。

7ページの都市像Ⅰでございますが、「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」では、高齢者をはじめとして、誰もが安全で快適に暮らせる地域づくりや、子どもを安心して生み育てられるまちの形成、学・社・民の融合による教育の推進などに取り組むことで、一人一人が絆でつながれた地域力によって、ずっと続く安心・安全な暮らしが実現しているといった姿を描いております。

右の8ページに移っていただきまして、都市像Ⅱです。「田園と都市が織りなす、環境健康都市」、ここでは、自然・田園などが都市と隣接する特徴を活かして、食と農による地域づくりや、人と環境にやさしい元気で快適なまちづくり、本市の特長を生かして、誰もがそれぞれにふさわしい働き方などで自己実現できる環境づくりなどによって、田園・大地の持つ力が徹底的に活用されて暮らしの活力が生み出されていく様子を描いております。

8ページの後段になります。都市像Ⅲ、「日本海拠点の活力と世界をつなぐ、創造交流都市」です。農業や食をはじめとする個性と拠点性を活かした魅力的な産業の育成や、太平洋側に偏った機能の日本海側への移転、食と花や自然、文化やスポーツなどの魅力を活かした交流促進、さらに国際交流の創造・実践などによって本市がさまざまな交流の拠点となって発展を続けている、そうした都市の姿を描いております。

こうしたかたちでこれまで各部会におきまして、各政策や施策に関してご審議をいただいております。大きな方向性について、異論はいただいていないという状況でございます。この中から、8ページに記載しております各都市像については、基本的にそれぞれの部会でこれまでのご議論を踏まえてご審議いただくこととしておりますが、今日こちらでも、基本構想全体を通して何かご意見がありましたらいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

大串部会長     ありがとうございました。今ほどの説明にもございましたように、他の部会のほうでもご審議いただいておりますけれども、この基本構想全体を通し

てのご意見等がございましたら、よろしく申し上げます。

山賀委員 細かいところで申し訳ないのですが、6ページの説明のところの2段目ですか、81万市民のというところがどうも文章的におかしい感じがしていて、「多くの個性や強みを伸ばしてきました」という終わり方がしっくり来ないなという感じがしています。違和感があるなというふうに思いました。

それと、81万市民が共に育ててきた市民力、地域力とか文化というところにかかってくるのだと思うのですけれども、「開港都市としての拠点性」というのは、これは立地条件とか歴史とか絡んでくるので、81万市民が共に育ててきたと言えるのかどうかというのが読んでいてすごく引っ掛かったなという気がしています。

地域・魅力創造部長 言いたいところは、今まさにご指摘いただいた、81万市民と一緒に育ててきた分野もありますし、また、開港都市としての拠点性もありますよと、そういった両面で多くの個性や強みを伸ばしてきましたし、これからも伸ばしていかなければならないということなんですが、正しい日本語にさせていただきたいと思います。

大串部会長 ありがとうございます。多分、2段落目に書かれているのが最初に来て、これまでいろいろな拠点性に恵まれていたことで個性を伸ばせるようなことがあったと。でも、現状は人口が減少しているし、これからも人口減少が激しくなると。その中で第2ステージというのを迎えているわけだから、いろんな工夫などによって、皆さんの力をさらに引き出すようなことで市政を守り、発展させていかなければならないという、少し順番を入れ替えていただけるといい文章になると思いますので、ぜひご検討をお願いします。

他にございませんでしょうか。

皆さん、資料を配っていただいたと思いますけれども、先ほど言われていた全市に占める職員の数他は他の政令指定都市と比較してどうなのかという資料を先ほど事務局のほうから配っていただきましたので、ちょっと頭を休めて、事務局からご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局 私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、お手元にお配りしました上のほうのグラフですが、職員数の平成17年からの推移ということで、同規模政令市と比較をしたものです。赤いグラフが新潟市の数値でございまして、平成17年の6,389から平成25年は5,611人になっているということでございます。全公共団体が右肩下がり職員数の適正化を図ってきた結果、全体の数も減っていますし、新潟市も政令指定都市全体としても職員数が減っているという状況が見てとれると思います。

なお、この人数につきましては、普通会計部門と申しまして、一般行政部門それから教育部門、消防部門、いわゆる公営企業、新潟市でいいますと病



院と水道という部分は除かれているという数字でございます。

それから、下のほうが人口 1 万人あたり職員数ということで、これも同規模政令市との比較でございます。人口 1 万人あたりに割り返しますと、新潟市は北九州市に次いで 46.7 人ということで多少多いという結果が出ているということでございます。

私、人事課ではないので、個別具体的な原因は分析できませんが、例えば、市域が広いとか狭い、施設が多くあるとかないとか、区が多いとか、あるいは新潟市が保育に力を入れているとか、いろんな要因があった結果ということだと思います。

それから、もう一点、鷲見委員からご指摘がありました中期財政見通しの試算の件ですが、2007 年の三位一体改革をはじめとした、政令市への移行時の税源移譲とかそういった特殊要因について全て除いて試算をしているということでございまして、平年といいましょうか、過去の特別な要因を除いて平均的な伸び率を歳出の基礎とさせていただいているということでございます。

私からは以上でございます。

大串部会長 　ただ今のご説明に何かご質問等ありますでしょうか。

では、基本構想について何かご質問等ございましたらお願いします。西村委員、お願いします。

西村委員 　7 ページ、8 ページの都市像ですが、こういうことが実現されるといいだろうなと思います。8 年後に果たしてこれが実現できているか、それぞれの施策がこの都市像に向かってちゃんと設定されるかどうかということが大変気になります。

大串部会長 　お願いします。

事務局 　委員ご指摘のとおり、この 8 年間だけでこの都市像が完全に 100 パーセント実現をしたということになるというものは非常に厳しいかもしれません。ただ、その 8 年間、市政運営に当たってそれを目指して頑張っていくのだと。庁内外一丸となってこの都市像を実現するのだと、一生懸命われわれも取り組んでまいりたいということで都市像を掲げさせていただいております。

西村委員 　その出発点になる 5 ページの策定趣旨には、現状の課題が示されています。ここには、新潟市が単独で持っている課題を含めるべきだと思います。人口減、災害、金融危機等は、全国共通の課題ですが、新潟市が現在直面している様々な課題があります。他の都市と比較しても、新潟市が弱いところもたくさんあるはずで、その認識と課題とをここに書くべきではないかと思います。これは意見です。

大串部会長 　3 に何が足りないのか、というところが 1 に少し書いてないといけないの

ではないかというお話ですが、事務局、いかがでしょうか。

事務局　ご指摘の趣旨を踏まえ、考えてみたいと思います。ただ、内在する課題というものを、今の作り込みの中では、課題を解決しようとして決めたものを施策なり政策の中で解決していこうと、そちらのほうに課題を書いてございますので、それを総括的にこの策定趣旨のところに生かせるような表現があるかどうか、検討してまいりたいと思います。

大串部会長　ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

鷺見委員　今、西村先生がおっしゃっていたので。都市像があって、その下に政策があって、施策があって、事務事業が続いていくと思うのですけれども、これはこれからどういうふうに政策評価していくのか。前回の総合計画はこういうふうに評価されたのかというのが1つと、事務事業は毎年評価されているということですが、それを施策とか政策レベルに上げたときに、具体的にどういうものが目標値というか目標となっているのか。どう評価しようとしているのかというものが何かあれば、お聞きしたいなと思います。

大串部会長　お願いします。

事務局　行政評価の点検評価とまた別なところでできていますけれども、基本的には、この下に書きます実施計画の中で、事業よりも少し上の段階で取組みレベルの記載をしようと思っております。その取組み単位で目標値を設定し、事業化していこうと考えております。事務事業の個々の事業一つ一つだと、全体の大きな話はできないと思いますけれども、その個々の取り組みを束ねた取組み単位の評価をすること、あるいは目標値を設定することで、政策の実現にどれだけ寄与するのかというあたりの担保も図りながら評価をしてまいりたいと思いますし、総務部サイドとも評価のやりとりについては毎年協議をしていきたいと思っています。

鷺見委員　まとめり単位というのは具体的に言うと施策のようなイメージですか、それとも政策とはまた違うグループを作るということですか。

事務局　おおむね施策の単位で取組みを実施計画に書くことになると思います。施策をもう少し細かくブレイクダウンしたものというイメージですが、その単位で目標値を設定しながら評価していきたいということになります。おおむね施策単位と思っていただいて構わないかと思います。

鷺見委員　そうすると、それ以上の概念になったときには、この計画というのが本当に達成されたかどうかということと、下から積み上がってきた評価というのが合わさることはあまり想定されていないというか、どうやって上位の計画にその評価をつなげていくのでしょうか。

事務局　今の新潟市の評価の仕方というのは、事務事業評価あるいは組織単位の目標評価が制度として導入されていますので、「市民と地域が学び高め合う、安

心協働都市」とか、今で言う都市像のところの評価というのは非常に難しい状況もあります。今後、新しい計画において、例えば安心協働都市ができたのかどうかという評価は非常に抽象的になりやすいので、もう少し具体的に数値だとか実績あるいは成果のあたりできちっと評価できるレベルという、やはり施策の単位が適切なのかなということもありまして、先生のおっしゃるように、上のほうに行けば行くほどという難しいこともやらなければいけないというのは重々承知ではあります。けれども、現実的な評価の手法としては、やはり目標値を示せる範囲内で評価をしていったほうが市民の方に分かりやすいということもあって、今、そこにターゲットを絞るというか、当てて検討しようと考えておる次第でございます。

大串部会長 他にございませんでしょうか。山賀さん、どうぞ。

山賀委員 7ページの都市像の中段のところで、「将来を担う子どもたちを取り巻く環境では」と書いてありますが、その後読み進めると、子どもたちを取り巻く環境というよりは、子育てできる環境ということを行っているのではないかと感じました。

これに絡んで、個人的な意見なのですがすけれども、これからの社会で、日本で、子どもが増えていって人口減少の伸びを減らしていくというところもありますけれども、全体として人口が減少していくのは必至なわけで、生産人口を増やすとか、一人一人の生産性を高めるというような環境づくりみたいなものも必要ではないでしょうか。それは雇用の場とかそういうところにつながってくるのかもしれませんが、そういったことも必要ではないかと思いました。確かに、子育てできる環境を整えることはとても大事だと思いますけれども、子どもがいなくても、後ろめたくなく、恥じることなく、安心して住み続けられるまちというのも、ある意味、都市像としてはありなんじゃないかなというところも個人的には思いました。今のは意見です。

大串部会長 ありがとうございます。確かに山賀さんのお話のように、子どもを取り巻く環境であれば、子どもがどんな環境下に置かれようと、新潟市の住民であれば幸せな子ども時代を送ることができるというふうに文章が続くのかなと思うと、子育ての話になっていますので、子どもを中心に据えるなり、子育てがしやすい社会にというふうに据えるなり、考えていただければなと思いました。後のほうの意見も、確かに本当に重要だと思います。どういう環境にあろうとも自立して楽しく生き生きと暮らせるような環境というところになっていくのかなと思います。

私の意見になりますが、基本構想の策定趣旨からまちづくりの理念に立って目指す都市像になって、いきなり出来上がった姿が高らかに宣言されているということで、唐突なのです。だから、イメージしてみませんか、8年後、

われわれはこういうふうな都市に住んでいるんですよ。この3つというのは、われわれにとって都市像として、新潟市民にとってこの3つは欠かすことのできないもので、これに関して一つずつ考えた結果、われわれが住んでいる都市はこういうふうになっていますよねというところの書きぶりが前のほうにないと、いきなり自己実現宣言みたいになっていますので、少しその工夫をお願いできたらと思いました。

他にございませんか。

それでは、大体いい時間になってきておりますので、全体を通して言い忘れたなとかございましたらお願いします。松田さん、お願いします。

松田委員 松田です。25 ページの《行政運営方針》の2つ目の内容のところですが、広域的な観点から圏域に共通する課題ということについて、具体的に例えばどんなことをお考えになっているのかなと思ったので、お聞かせください。

大串部会長 25 ページの《行政運営方針》の2項目目ですね。事務局、お願いします。

事務局 私から。例えばということですが、今、既に一部実施をしておりますが、夜間の精神科の救急医療ですとか、あるいは広域的に高度な医療を提供する新潟大学附属病院ですとか、がんセンター、新潟市民病院というのは新潟市内の医療圏にしかないわけで、そういったサービス提供を他の市町村の皆さんと一緒に積極的にするとか、あるいは今、ごみの処理を広域に処理していたりということが実際ありますけれども、こういったことをもう少し新潟市も周辺の市町村もお互い便利になるような取組み事例ができていかないのかと。そういったことを通して、新潟市も他の周辺の皆さんにも行政サービスを効率・効果的にご提供申し上げることは、先ほど施設の話が出ていましたけれども、図書館を広域的に利用するというのも含めて考えていこうということを想定しているということです。

松田委員 私も実はそうしたことを頭の中に描きながら読ませていただいていたものですから、その例は、例えばということで項目として挙がってきておりますので、今のお話のような課題、例えばこういうのがあるという形で捉えてくださるとより例としては分かりやすいのかなと感じました。

大串部会長 ありがとうございます。他にございませんでしょうか。

事務局 委員のご指摘、ありがとうございます。他の部会の事例を挙げると、そこに限定されて、イメージを固まらせるとあまり良くないというご意見も頂戴していますので、全体のバランスを見させていただいて、事例をどう挙げていくかというのもまた考えていければと思っております。ありがとうございます。

大串部会長 他にございませんか。

それでは、そろそろ締めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上で第 3 回の部会を終了させていただきます。前回と同様に、本日いただいたご意見については私のほうで事務局と整理させていただきたいと思えます。

進行を事務局にお返しします。お願いします。

事務局

長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。次回についてのご連絡です。9月5日金曜日、午後3時から始まります。会場は、この下のフロア、市役所本館の5階です。エレベーターを下りて正面の全員協議会室というところで、これまでの部会でご審議いただいた内容の意見集約というかたちになります。これにつきましては、改めて文書にてお知らせさせていただきますので、よろしく願いいたします。

お知らせにつきましては以上になります。

本日はどうもありがとうございました。